

広島県開発登録簿調書

No 47

登録番号

49

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指定区域 第 16 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容		
			年 月 日	昭和 58 年 9 月 13 日							
	開 発 許 可 を		住 所	広島市中区昭和町 11-22							
	受 け た 者		氏 名	双美商事株式会社 代表取締役 瑞穂博司							
	工 事 施 行 者		住 所	広島市中区昭和町 11-22							
			氏 名	有利光建設 代表取締役 山根義治							
	許可に基づく地位の承継	承継または受 理	番 号								
			年 月 日				昭和 年 月 日				
		承継した者	住 所								
			氏 名								
	開発行為の概要	開 発 行 為 の 概 要	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 お よ び 地 番	市街化区域可部町城子大門. 466, 467, 468, 469							
			開 発 面 積	1,384.65 m ²							
			予 定 建 築 物 の 用 途	分譲住宅							
			宅 地 区 画 お よ び 戸 数	6 戸							
		区域および地域等	区 域	(市街化区域) ・ 市街化調整区域							
地 域			住居地域. 宅地造成工事規制区域内								
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容		・ 建ぺい率 ・ 容 積 率 ・ 高さの限度 ・ 壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)									
予 定 工 期	着 手	昭和 58 年 10 月 24 日		備 考	検査済証 広指第 1023 昭和 58 年 12 月 31 日						
	完 了	昭和 58 年 11 月 15 日									
工 事 完 了	検 査	昭和 58 年 11 月 18 日									
	公 告	昭和 58 年 12 月 3 日									